

●香川県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年12月13日から令和2年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 造田滝宮線（185号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町炭所東向 荒340番9地先から 仲多度郡まんのう町炭所東向 荒345番1地先まで	8.6~15.9	95	平成30年香川県告示第188号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和元年12月13日